（様式３）

措　置　報　告　書

勢農第３６３１号
令和７年３月24日

三重県環境調整システム推進会議　会長　　様

伊勢農林水産事務所長

令和６年３月25日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	高度水利機能確保基盤整備事業　磯地区
通　知　事　項	措　置　内　容
（陸生生物・水生生物について） ・野生生物の生息に配慮した工法や対策の採用を検討するとともに、改変区域内において重要種が確認された場合は移植を実施するなど、野生生物への影響の低減に努めてください。	・土を扱う工事が主となるため、濁水の流出が懸念されることから、これを防止するよう沈砂池を設けるなど対策を講じます。希少な生物が確認された場合は、当該生物の生息環境と同じ環境が保たれた箇所へ移動を行いい、野生生物への影響の低減に努めます。
（埋蔵文化財について） ・周知の埋蔵文化財包蔵地が対象地にありますので、伊勢市情報戦略局文化政策課文化財係に最新の状況を確認してください。	・市や県の該当部局と情報共有しながら事業を実施します。
（その他） ・当該事業の実施に際しては、二級河川外城田川水系の流域を変更しないよう、留意してください。	・換地業務により、河川管理者と境界立会のうえ事業区域を確定します。
・流域治水の観点から、新たに整備されるほ場について、田んぼダムの取組を検討してください。	・田んぼダム用の落水桝を全筆設置し、地域全体で取り組みます。
・3,000ｍ^{2}以上の土地の形質変更がある場合は、事前に土壌汚染対策法第４条第１項に基づく届出が必要となりますので留意してください。	・土壌汚染対策法第４条第１項に基づき県に届出を行います。

・事業主体によっては、土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000m^{2}以上かつ高さ１mを超える場合、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例による許可が必要となる場合があるので、事前に大気・水環境課又は南勢志摩地域活性化局環境室と協議してください。 ・揚水設備を設置する場合は、事前に南勢志摩地域活性化局環境室にて、三重県生活環境の保全に関する条例による揚水設備設置の手続きを行ってください。	・詳細設計ができ次第、関係部局と協議します。 ・本事業では揚水施設の整備を行わないため、該当はありません。
(3)備考	

事務担当　伊勢農林水産事務所農村基盤室
農村計画課
TEL　0596-27-5179